

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第2回会議 議事録

- 1 日 時 令和8年8月3日（月） 9時30分～11時59分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 おはようございます。ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第2回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 はい。本日は会議次第が1枚、以上です。

【部会長】 次に、事務局から定足数及び会議の公開状況を報告してください。

【係 長】 委員の皆様の出席状況をご報告します。本日は全員に出席をいただいております、最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議及び記録につきましては、公開となっております。本日の会議の公開につきましては、本庁舎掲示板及び島根労働局ホームページに掲示した結果、1名の傍聴希望者があり、現在1名の方が傍聴されていますので、併せてご報告いたします。

【部会長】 前回の第1回専門部会では、まず労使双方からそれぞれの意思表示、ご意見などをお聞きし、その後、労働者側から引き上げ額117円の金額提示があ

りました。本日は使用者側、労働者側それぞれご検討いただいた上で、部会に臨んでおられると思いますので、引き続き金額についての審議を深めたいと思います。よろしくお願いします。

次第2の金額審議に移る前に、冒頭のところで全体に向けて何かご発言があれば伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「ありません。」)

それでは次第の2として、これから具体的な金額審議に入ります。前回は労働者側から金額提示を受け、その段階で閉会となりましたが、使用者側はいかがでしょう。

【橋本委員】 はい。使用者側としても、我々で協議を重ねまして、本日、金額の提示をさせていただきたいというふうに考えております。提示する金額のベース基準にするところは令和8年賃金改定状況調査結果、第4表③において、一般労働者およびパートタイム労働者の賃金上昇率、これのBランクのもの、これをさらに突き詰めて、令和7年6月と令和8年6月両方在籍労働者の数値を基準といたします。この引き上げ上昇率3.7%を準用し、引き上げ額38円の提示をいたします。

出来上がりは、1,071円ということになります。この引き上げ率3.7%という数字は、松江市におけます消費者物価指数、6月の総合の数値除く帰属家賃ですけれども、これが2.7%であることをクリアしている数字であるということ、それから、一般的に昨年から言われている、新しい資本主義のブランドデザイン、政府による物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇率をノルマとするということにおきましても、消費者物価指数を1%上回っている数字であるということでありますので、十分政府の意向にも反映したものであるということ、また、当然のことながら、消費者物価指数を十分に上回っておりますので、生活者にとっても問題ない数字ではないかと思えます。

そもそもの基本として、使用者側としても、賃上げをしていかなければな

らない、その流れを続けていくんだという気持ちは先般から申し上げている
とおりでございまして、その流れの中で適切な数字を当てはめているという
ところでございます。

以上です。

【部会長】 ただいま、使用者側からプラス３８円の提示がありましたが、これを受けて
労働者側はいかがでしょう。

【景山委員】 おはようございます。今、根拠に基づいた使用者側の主張がございまして、
我々としてはしっかり一旦受け止めさせていただきたいというふうに思っ
ております。

とは言いましても、前回の会議で我々の主張にいろいろとありましたよう
に、総合的に見ると非常に生活がしづらい環境下であるということは変わら
ない事実でございます。本日もこの後の公労・公使会議に臨むにあたって、
真摯な議論を繰り返す中で、我々の主張も汲み取っていただきたく、引き続
き審議をお願いしたいと思っております。

【部会長】 それではここで一旦休会として、この後、委員の方々は各々別室にてお話し
ください。傍聴人の皆様は、恐れ入りますがご退出願います。

(休会)

(再開)

【部会長】 会議を再開します。労使それぞれ具体的な金額を提示いただき、労働者側
が１，１２０円、プラス８７円、使用者側は１，０７１円、プラス３８円の
提示があり、現時点ではなお労使双方の主張に開きがあります。

さらに議論が必要と認められますので、引き続き３回の専門部会において
金額の審議を行いたいと思います。

【部会長】　続きまして、会議次第の３番目、その他ですが、委員の皆様、何かありますか
でしょうか。

（「ありません。」）

【部会長】　事務局から何かありますか？

【係　長】　今回は８月４日、明日火曜１３時から開催ということでお決めいただいておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」）

【部会長】　それでは次回第３回専門部会は８月４日火曜日１３時から開催します。次回専門部会は公開とし、議事録も公開とします。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、または率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規定第５条第１項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規定第６条第２項により非公開、同条第３項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。